

港区の福祉総合窓口はどう変わる？

—「区民に最も身近な総合支所」から「本庁等を中心」へ—

複雑なケースほど、
身近な総合支所から
遠くなり、
時間がかかる懸念。

令和4年 福祉総合窓口の創設

「区民に最も身近な総合支所に設置する
「福祉総合窓口」」



迷わない・断らない・たらい回しにしない
ワンストップの福祉相談

令和9年度以降の再編後 (予定)

「本庁等の福祉関係部門全体を福祉総合窓口位置付けた上で、
本庁等を中心に、区全体で包括的に支援する体制に再構築」



専門的な課題の解決は、本庁等が中心となって対応
もはや総合支所で完結するワンストップではない！

区の資料における主な記載 (抜粋)

令和4年・創設時の主な記載

- 「区民に最も身近な総合支所に設置する『福祉総合窓口』」
- 「ワンストップで、個々の悩みや課題に寄り添い支援するための相談先や支援先に確実に繋がります」
- 「専門職や福祉関係機関等と連携し、分野を横断して総合的に支援します」

令和9年度以降の再編後の主な記載

- 「本庁等の福祉関係部門全体を福祉総合窓口位置付けた上で、本庁等を中心に、区全体で包括的に支援する体制に再構築」
- 「各地区に(仮称)福祉総合窓口係を設置し、相談内容を聞き取り、本庁等の所管課に確実に繋がります」
- 「専門職員は、必要に応じて、相談者の自宅や施設、各地区の総合支所に出向き、現場での解決を図る」

主な根拠資料

創設時

令和2年4月 港区「福祉総合窓口」設置に関する資料
(令和4年8月 各総合支所に設置)

再編後

令和8年1月23日 保健福祉常任委員会 資料1
「将来に向けた持続可能な区役所への改革」の実施に向けた各分野における今後の方向性(案)」

	支所職員数 [※]	本庁に引き上げる 職員数
麻 布	82人	40人
赤 坂	68人	32人
高 輪	83人	42人
芝浦港南	82人	40人
芝	118人	38人
合 計	433人	192人

44%

※支所長を含む、保育園、児童館などの施設勤務者を除く

分庁舎賃貸借契約書の非開示項目

項目	黒塗りとなっている内容	開示状況
契約期間	契約の開始日・終了日	非開示
賃料額	月額賃料等の金額	非開示
坪単価	1坪当たりの賃料	非開示
敷金額	契約締結時の敷金額	非開示
振込先	賃料等の振込先口座情報	非開示
下階のテナント名等	本貸室の下の階に入居する テナント名及びその運営内容	非開示
賃料減額 (フリーレント)	賃料減額期間の終了日、減額期間中の月額賃料、 減額前の賃料額	非開示
契約終了時の支払額	中途解約等により契約が終了した場合に区が支払う 賃料減額相当額（フリーレント相当額）とその算定対象期間	非開示

契約情報の開示に関する比較

比較項目	港区 (区民等への情報公開)	貸主（民間事業者） (地位の譲渡を検討する第三者への情報開示)
開示の状況	契約書の重要部分を 非開示	契約内容の開示を 港区があらかじめ承諾
開示の相手方	区民・事業者等 (情報公開請求)	本貸室に係る貸主としての 地位の譲渡等を受けることを 検討している第三者
開示の条件	港区情報公開条例を踏まえ 非開示決定	相手方に守秘義務を課した うえで開示
契約期間	非開示	契約内容として 開示対象になり得る
賃料額・坪単価	非開示	契約内容として 開示対象になり得る
敷金額	非開示	契約内容として 開示対象になり得る
下階のテナント名等	非開示	契約内容として 開示対象になり得る
賃料減額（フリーレント）・ 契約終了時の支払額	非開示	契約内容として 開示対象になり得る
根拠	港区情報公開条例 (法人情報等の該当条項)	賃貸借契約書

※貸主への情報開示は、港区があらかじめ承諾しており、第三者に守秘義務を課したうえで行うものです。

※区民等への情報公開と、契約上の第三者への情報開示は、制度上の性質が異なります。

契約前には金額を議会に示していたのに、契約後は黒塗りで非開示

1 令和7年11月26日 議会へ経費の見込みを提示 (総務常任委員会資料)

民間ビル賃借に係る経費
(新事務所整備の初期コスト)
及び庁舎内整備にかかる経費要求額見込み

区分	項目	金額(概算) ※百万円単位(十万円以下切上げ)
民間ビル	敷金	約2億3,300万円
	賃料 (5年間)	約11億6,100万円
	工事関連	約3億2,700万円
	引っ越し	約2,300万円
	什器関連	約1億7,100万円
	維持経費等	約3,400万円
民間ビル計		約19億4,900万円
庁舎内整備	庁舎内整備	約4億1,700万円
全体合計		約23億6,600万円

令和7年11月26日 港区議会
総務常任委員会資料
「民間ビル賃借に係る経費(新事務所整備の初期コスト)
及び庁舎内整備にかかる経費要求額見込みについて」

この「約2億3,300万円」は
令和7年度補正予算(第4号)で
232,191千円
(2億3,219万1,000円)
として計上されています。

※金額は資料では百万円単位で表示
(十万円以下切上げ)のため、約2億3,300万円
と記載されています。

補正予算の記載(抜粋)

一般会計補正予算(第4号)概要
(令和7年11月21日 総務常任委員会資料)

1 効果的・効率的な行政経営の推進に要する経費を計上
232,191千円

(1) (仮称)分庁舎賃借 (232,191)

出典: 令和7年11月21日 港区議会総務常任委員会
資料No.2-2 一般会計補正予算(第4号)概要

令和8年
3月19日
賃貸借契約を
締結

2 契約書では重要な情報が黒塗りで非開示 (分庁舎の賃貸借契約書)

契約の締結部分(抜粋)

2026年3月19日

甲(賃貸人)
東京都中央銀座六丁目2番1号
大和証券リアルティ株式会社
代表取締役 福島 寿雄

乙(賃借人)
東京都港区芝公園1-5-25
港区長 清 家 愛

(契約書 表紙 一部抜粋)

契約条件の黒塗り部分(抜粋)

(第2条)	契約期間	[黒塗り]	
(第3条)	賃料	[黒塗り] 円	[黒塗り] 坪
	共益費	賃料に含む	賃料に含む
(第6条)	敷金	[黒塗り]	[黒塗り]

(契約書 2ページ目 一部抜粋)

1 令和7年11月21日・11月26日 議会資料・補正予算で金額を公表

敷金 約2億3,300万円(補正予算計上額 232,191千円)
など、総額約23億6,600万円の見込みを提示。

2 令和8年3月19日 賃貸借契約を締結

3 契約書では、契約期間・賃料・坪単価 敷金額などが黒塗りで非開示

契約締結後、議会に示していた金額の具体的な
契約内容は公開されていません。



資料7

令和7年11月26日
区役所改革担当

芝御成門タワーの所有者と契約相手

項目	事業者
所有者	鹿島建設株式会社
契約相手方	鹿島建設株式会社